

## 水戸市公告

水戸市清掃工場ごみ処理熱発電電力の自己託送に係る需給管理及び負荷追随供給等事業に関する公募型プロポーザルを実施するので、公告する。

令和 8 年 5 月 29 日

水戸市長 高 橋 靖

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

水戸市清掃工場ごみ処理熱発電電力の自己託送に係る需給管理及び負荷追随供給等事業

#### (2) 業務内容

別紙「水戸市清掃工場ごみ処理熱発電電力の自己託送に係る需給管理及び負荷追随供給等事業に関するプロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)」及び「清掃工場ごみ処理熱発電電力の自己託送に係る需給管理及び負荷追随供給等業務仕様書(以下、「仕様書」という。)」による。

#### (3) 事業期間

契約締結日の翌日から令和 14 年 3 月 31 日まで。ただし、実施要領 2 (2) アからウの業務の期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

#### (4) 提案事業費の対象事業及び限度額

提案事業費の全体の限度額は 412,500,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、その対象事業は次のとおりとする。なお、自己託送に係る一般送配電事業者への料金及び負荷追随供給に係る料金等は含めないものとする。

ア 実施要領 2 (2) ア及びエに関する費用 330,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間に市が受託事業者に支払う金額として、1 年当たり 66,000,000 円を限度として提案するものとする。

イ 独自提案に関する費用 82,500,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

自己託送開始時点又は開始後において、負荷追随供給電力に係る脱炭素化に資する取組又はその他本事業の目的達成に資する独自の取組を提案する場合には、取組に要する費用について、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間に市が支払う金額として、1 年当たり 16,500,000 円を限度として提案するものとする。

### 2 選定方法

本プロポーザルの実施に当たっては、市職員により構成する水戸市清掃工場ごみ処理熱発電電力の自己託送に係る需給管理及び負荷追随供給等事業受託候補者選定委員会において、企画提案書等の書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答により評価し、本市が選定する。

### 3 参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たす単独事業者又は共同企業体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員や連携企業等が、次のいずれにも該当する者でなく、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 国及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 国及び地方公共団体の入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 本実施要領の公告日以前において、国、地方公共団体、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号) に規定する公共法人、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) に規定する指定管理者又は民間企業と自己託送に係るシステムの構築及び運用業務に関する契約を締結し、履行した実績を有する者又は履行中の者であること。共同企業体にあつては、構成する事業者(以下「構成事業者」という。)に該当する事業者を含むこと。
- (7) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 に規定する小売電気事業の登録を受けていること。共同企業体にあつては、業務内容 2 (2) のイ及びウを担う構成事業者が、当該登録を受けていること。
- (8) 共同企業体の応募の場合の要件は、次のとおりとする。
  - ア 構成事業者の数は 2 又は 3 であること。
  - イ 構成事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加申込書提出後に、代表事業者の変更又は構成事業者の全部若しくは一部を変更することは、原則認めない。
  - ウ 構成事業者は、業務の履行に当たり、資本(構成事業者の数が 2 の場合は 100 分の 30、3 の場合は 100 分の 20 を下限とする)を提供し合うこと。ただし、構成事業者のうち一者が、他の全構成事業者の発行済株式の 3 分の 2 以上を直接若しくは間接に保有する関係、その他これと同等の支配関係にある場合には、出資を不要とする。

- エ 構成事業者の全てが、(1)～(5)の要件を満たしていること。
- オ 単独又は他の共同企業体で参加する者を構成事業者に含まないこと。

#### 4 手続等

##### (1) 事務局

水戸市生活環境部環境保全課保全係

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目1番4号

電話 029-232-9154

メールアドレス [environmental@city.mito.lg.jp](mailto:environmental@city.mito.lg.jp)

##### (2) 実施要領等の配布

###### ア 配布日時

令和8年5月29日(金) から令和8年6月26日(金)

配布時間は平日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、開始日については、午後2時からとする。

###### イ 配布場所

上記(1)の事務局にて配布する。また、市のホームページ(<https://www.city.mito.lg.jp>)においても公表する。

##### (3) 参加表明書の受付

###### ア 提出期間

令和8年5月29日(金) から令和8年6月26日(金)

受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時までとする。

###### イ 提出先

上記(1)の事務局とする。

###### ウ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便により提出期限内に必着とする。